解散厚年基金の分割納付特例に係る利率について(平成26年度)

厚年基金 財政運営DB年金 法令通知内容

※ご参考に厚年基金以外のお客様にも送信しています。

ポイント

平成26年度(H26.4.1~H27.3.31)に分割納付特例を適用して 解散する厚年基金(自主解散型および清算型)および清算未了特定 基金型納付計画を承認された基金について、分割納付する額に係る 利率が公表※されましたのでご案内します。

分割納付に係る利率 0.63%

※ 平成26年4月15日厚生労働省告示第210号(自主解散型加算金利率)、 同211号(清算型加算金利率)、同212号(清算未了特定基金型加算金利率)

分割納付に係る利率

- ✓ 上記の利率は、以下①②のいずれか低い率を基準に設定されます。
 - ①毎年4月の10年国債応募者利回り (平成26年度は0.634%)
 - ②前年度の10年国債応募者利回りの平均 (平成26年度は0.692%)

以上

